

「組合員資格の確認」 必要書類の提出について

なごみ共済協同組合とは

当組合は、全国40都道府県を対象地区とし、その地区内に事業場を設ける通信販売・訪問販売小売業、その他の無店舗小売業を行う事業者とそのご家族(従業員)のために福祉の増進を図ることを目的に、中小企業等協同組合法に基づく共済協同組合として関東経済産業局の認可(関産認協第2247号)のもと、2014年9月に設立されました。

ご提供する共済のコンセプトは、「保障内容をシンプルでわかりやすく」「毎月の掛け金をもっと安く」「今までにないユニークな保障」の3つです。

組合員資格について

【組合員資格】

日本標準産業分類(小売業)に定める通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業を行う事業者が対象となります。

【対象地区】 全国40都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※但し、上記以外の7県(山形県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、滋賀県、愛媛県)に在住の方も共済制度として組合員以外によるご利用として、家族分も含めて取扱いが可能です。

上記の組合員資格を確認するため、既存の組合員様、および新規申込時に「開業届出書」等、必要書類の提出をお願いしております。

ご提出いただきたい必要書類について

【個人事業主の必要書類】

開業届出書の控え(必須) + ※所得税の確定申告書B

【法人の必要書類】

登記簿謄本(必須) + ※法人税申告書

※開業届出書の控えおよび登記簿謄本の事業内容欄に、通信販売業・訪問販売小売業・無店舗小売業のいずれかの記載がされていること。

※組合員登録時期の問題で、所得税の確定申告書B、または法人税申告書の提出が困難な場合は、WIS社発行のコミッション明細等、日常的な取引上の帳票類をご提出ください。いずれの書類の提出も困難な場合は、WIS社よりコミッション明細をなごみ共済に連携させるよう依頼をしてください。事業を行っている実態を当組合理事会が確認し、組合員としての諾否を判断いたします。

- ・上記変更後の必要書類の提出期間は、11月30日となります。
- ・提出方法は、WIS会員専用ページから必要書類の画像をアップロードしていただきます。
- ・受付期間中に必要書類のアップロードがされなかった場合、共済契約は員外契約となります。

既存組合員 書類提出(アップロード)手順1

①WIS社ホームページ 会員専用画面にログイン



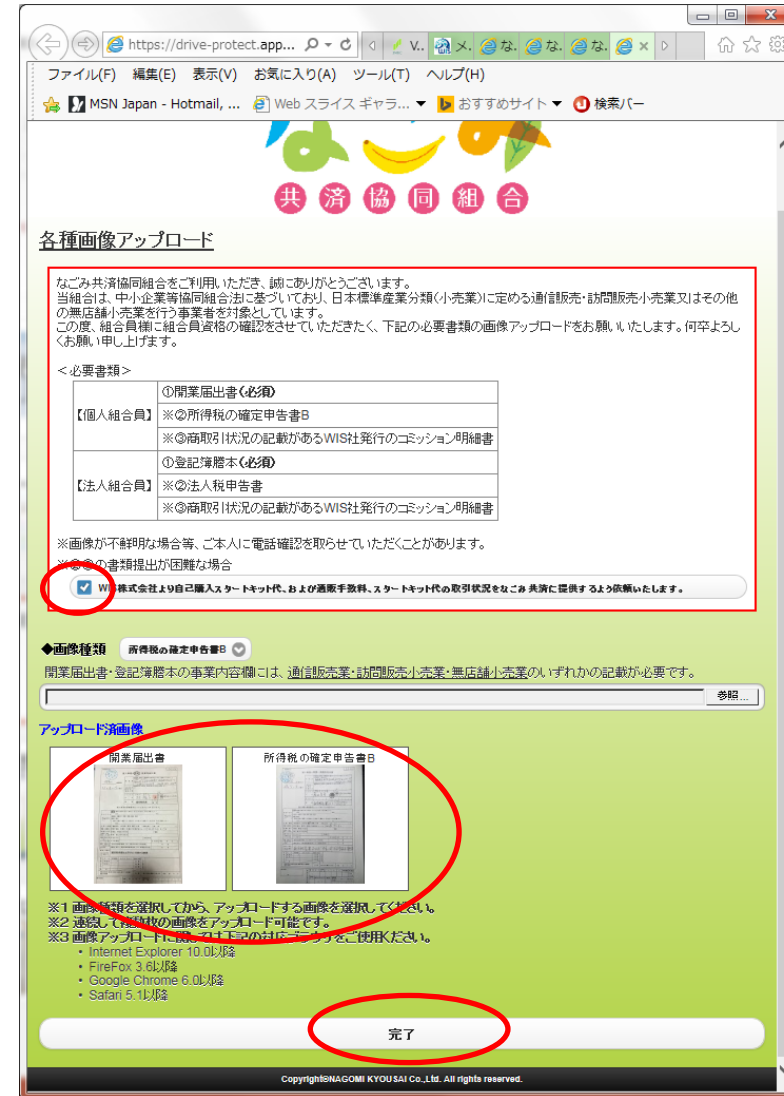
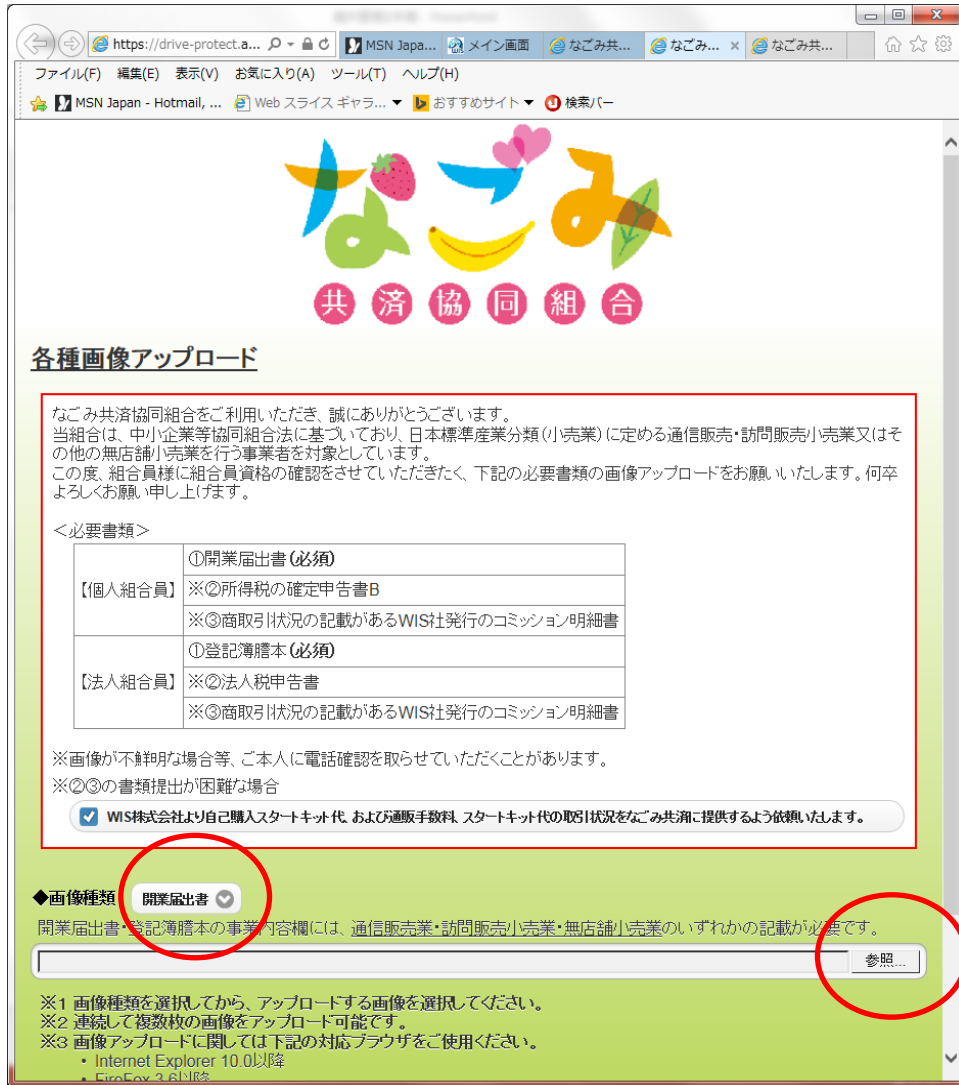
②「既組合員 開業届アップロード」のタブをクリック



既存組合員 書類提出(アップロード)手順2

- ③画像種類ボタンより必要書類を選択する。
次に参照ボタンをクリックし、あらかじめ撮影した画像データより必要書類(開業届書等)の画像を呼び出す。

- ④アップロードされた画像を確認後、完了ボタンをクリックし終了。
なお、税務申告書類の提出が困難な場合は、WIS社へ商取引状況をなごみ共済に提供する旨の依頼欄にチェックを入れる。

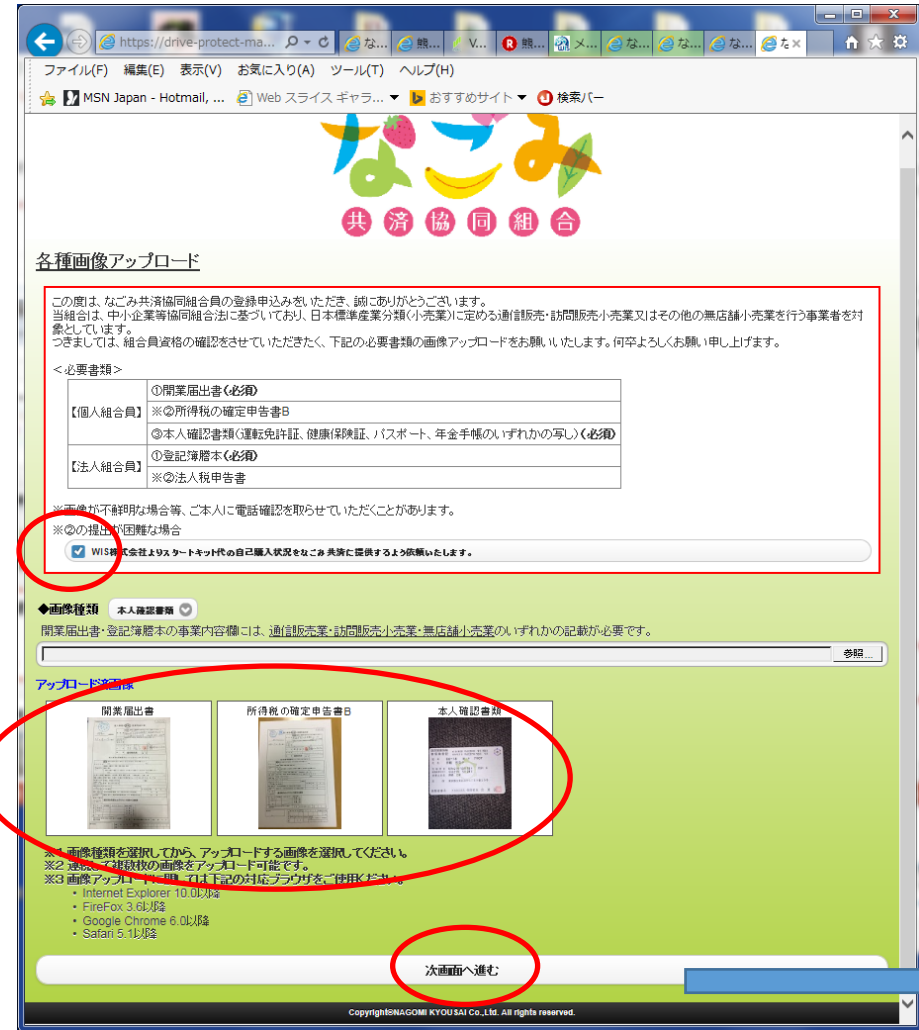


新規申込 書類アップロード手順

①WIS社ホームページ 会員専用画面にログインし、「なごみ共済へ登録」のタブをクリック



②必要書類(開業届出書、確定申告書Bおよび本人確認書類画像)をアップロードし、「次画面へ進む」をクリックし共済申込み画面に移る。なお、税務申告書類の提出が困難な場合は、WIS社へスタートキット購入状況をなごみ共済に提供する旨の依頼欄にチェックを入れる。



共済申込へ進む